



山形県公報

令和2年5月12日(火)
第103号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定……………(置賜総合支庁地域保健福祉課) ……545
- 指定介護療養型医療施設の指定の辞退……………(同) ……546
- 指定居宅サービス事業者の指定……………(庄内総合支庁地域保健福祉課) ……同
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………(同) ……同
- 国土調査の成果の認証……………(農村計画課) ……同
- 同……………(同) ……547
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……同
- 土地改良区の定款変更の認可……………(村山総合支庁農村計画課) ……548
- 道路の区域の変更……………(村山総合支庁西村山建設総務課) ……同
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……549
- 県道の供用の開始……………(同) ……同

公 告

- 県営住宅入居者の一般公募……………(村山総合支庁建築課) ……同
- 同……………(置賜総合支庁建築課) ……552

告 示

山形県告示第391号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

令和2年5月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	定員	指定年月日
有限会社なごみの部屋 米沢市門東町二丁目8番38号	いちごのころ 米沢市泉町二丁目1番6号	生活介護	25名	令和2.5.1

山形県告示第392号

健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第113条の規定により、次の指定介護療養型医療施設は、その指定を辞退した。

令和2年5月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護療養型医療施設の開設者の名称又は氏名	指定介護療養型医療施設の名称及び所在地	サービスの種類	辞退の効力発生年月日
松田 和久	松田外科医院 米沢市城西四丁目4番25号	介護療養施設サービス	令和 2. 3. 31

山形県告示第393号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

令和2年5月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
株式会社ユニバーサルシャインいのちの華	いのちの華 訪問看護ステーション 鶴岡市城北町1番26号	訪 問 看 護	令和 2. 4. 28

山形県告示第394号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

令和2年5月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
株式会社ユニバーサルシャインいのちの華	いのちの華 訪問看護ステーション 鶴岡市城北町1番26号	介護予防訪問看護	令和 2. 4. 28

山形県告示第395号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

令和2年5月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 調査を行った者の名称
上山市
- 2 調査を行った期間
平成29年4月3日から平成31年3月14日まで
- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称
上山市地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域
八日町、栄町一丁目、栄町二丁目、北町本丁、北町一丁目、北町、新町二丁目及び旭町一丁目の各一部
- 5 認証年月日
令和2年4月28日

山形県告示第396号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

令和2年5月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 調査を行った者の名称
最上町
- 2 調査を行った期間
平成25年4月1日から平成27年3月24日まで
- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称
最上町地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域
大字富沢の一部
- 5 認証年月日
令和2年4月28日

山形県告示第397号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

令和2年5月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 調査を行った者の名称
川西町
- 2 調査を行った期間
平成28年4月1日から令和元年12月24日まで
- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称
川西町地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域
大字下小松の一部
- 5 認証年月日
令和2年4月28日

山形県告示第398号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

令和2年5月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 調査を行った者の名称
川西町
- 2 調査を行った期間
平成9年5月23日から平成11年3月26日まで
- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称
川西町地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域
大字高豆蔻の一部
- 5 認証年月日
令和2年4月28日

山形県告示第399号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

令和2年5月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 調査を行った者の名称
大江町
- 2 調査を行った期間
平成28年4月1日から平成30年3月16日まで
- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称
大江町地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域
大字勝生、大字小清及び大字沢口の各一部
- 5 認証年月日
令和2年4月28日

山形県告示第400号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和2年5月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称
山形市東部土地改良区
- 2 事務所の所在地
山形市大字風間1083番地の5
- 3 認可年月日
令和2年4月30日

山形県告示第401号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において令和2年5月12日から同月26日まで縦覧に供する。

令和2年5月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大江西川線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
西村山郡大江町大字月布字大城602番28から 同 家迎55番4まで	旧	45.4メートル } 4.0	287メートル
同 上	新	52.4メートル } 9.6	285メートル

山形県告示第402号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において令和2年5月12日から同月26日まで縦覧に供する。

令和2年5月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 中山三郷寒河江線

3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
西村山郡朝日町大字和合元大隅字袖山365番2から		旧	5.0メートル	59メートル
同	365番4まで		3.2	
同	上	新	10.6メートル	同上
			4.0	

山形県告示第403号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において令和2年5月12日から同月26日まで縦覧に供する。

令和2年5月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 白滝宮宿線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
西村山郡朝日町大字太郎字京沢1460番4から		旧	36.5メートル	476メートル
同	石田淵1520番4まで		7.9	
同	上	新	65.2メートル	460メートル
			10.5	

山形県告示第404号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において令和2年5月12日から同月26日まで縦覧に供する。

令和2年5月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 中山三郷寒河江線
- 2 供用開始の区間 西村山郡朝日町大字和合元大隅字袖山365番2から
同 365番4まで
- 3 供用開始の期日 令和2年5月12日

公 告

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

令和2年5月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

名称	所在地	規格		公募戸数	区分	家賃				摘要			
		住宅形式	1戸当たり 住戸専用 面積 平方メートル			収入が 104,000円 以下の者	収入が104,000円 を 超え123,000円 以下の者	収入が123,000円 を 超え139,000円 以下の者	収入が139,000円 を 超え158,000円 以下の者		収入が158,000円 を 超え186,000円 以下の者	収入が186,000円 を 超え214,000円 以下の者	
県営鈴川第二ア パート1号	山形市鈴川町三 丁目18-48	3K	44.4	1	一般用	11,800	13,600	15,600	17,600	19,600	19,600	3月分 の家賃 に相当 する額	単身可
同 2号	同 18-51	同	44.4	1	同	12,200	14,100	16,100	18,200	19,000	19,000	同	同
同 3号	同 17-25	同	44.4	1	同	12,000	13,900	15,900	17,900	19,600	19,600	同	同
同 5号	同 17-17	同	44.4	1	同	12,200	14,100	16,100	18,200	19,000	19,000	同	同
同 土屋倉アパ ート2号	上山市美咲町2 -3	3DK	51.8	1	同	12,700	14,600	16,800	18,900	21,600	24,900	同	同
同 近江アパー ート2号	東村山郡山辺町 近江1-1	同	64.6	1	同	19,500	22,500	25,800	29,100	33,200	38,300	同	同
同 楯岡アパー ート	村山市楯岡笹田 四丁目6-23	同	54.6	1	同	12,800	14,700	16,900	19,000	21,700	25,100	同	同
同 尾花沢アパ ート	尾花沢市新町一 丁目9-36	同	62.6	1	同	19,000	22,000	25,200	28,400	32,400	37,400	同	同
同 大石田アパ ート	北村山郡大石田 町大字大石田甲 623-157	同	59.4	1	同	14,200	16,400	18,800	21,200	24,200	28,000	同	同

(注)「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は同一生計配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 同一生計配偶者が70歳以上の者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障がいの程度が、次のa、b又はcに掲げる障がいの種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のあるものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの

(ニ) 同居者に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

3 選考方法

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、世帯の区分にかかわらず、申込順に選考する。

4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 令和2年5月12日から令和3年1月31日までの午前10時から午後6時まで
ただし、月曜日及び年末年始（12月29日から1月3日）を除く。郵送の場合は、令和3年1月31日の午後6時まで(2)の提出先に到着したものに限り有効とする。

- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先
山形市城南町一丁目1番1号 霞城セントラル22階
県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産

5 入居の時期 入居申込から概ね2箇月後

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

令和2年5月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

名称	所在地	規格 住宅形式	1戸当たり 住戸専用 面積 平方メートル	公募 戸数	区分	家賃				摘要			
						収入が 104,000円 以下の者	収入が 104,000円 を超え 123,000円 以下の者	収入が 123,000円 を超え 139,000円 以下の者	収入が 139,000円 を超え 158,000円 以下の者		収入が 158,000円 を超え 186,000円 以下の者	収入が 186,000円 を超え 214,000円 以下の者	
県営太田町アパー ト2号	米沢市太田町五 丁目1-10	2DK	60.3	1	一般用	19,400	22,400	25,600	28,900	33,000	38,100	3月分 の家賃 に相当 する額	单身可
同 3号	同	3DK	74.0	1	同	24,100	27,800	31,800	35,800	40,900	47,200		同
同 春日アパー ト2号	同 春日五丁 目2-43	同	61.0	1	同	17,500	20,200	23,100	26,000	29,800	34,300		同
同 中田第2ア パート1号	同 中田町 901-2	同	54.6	4	同	13,000	15,000	17,200	19,400	22,200	25,600		同
同 2号	同	同	55.7	2	同	13,500	15,600	17,900	20,100	23,000	26,600		同
同 玉の木アパ ート	同 通町八丁 目2-95	同	55.7	2	同	14,000	16,100	18,400	20,800	23,800	27,500		同
同 中田第1ア パート2号	同 中田町 658-3	同	68.8	2	同	22,600	26,100	29,800	33,700	38,500	44,400		同
同 4号	同	同	75.4	1	同	25,300	29,100	33,300	37,600	42,900	49,600		同
同 桜木アパー ト2号	南陽市三間通 1229-1	同	59.3	1	同	15,800	18,300	20,900	23,600	27,000	31,100		同
同 小国アパー ト1号	西置賜郡小国町 大字兵庫館三丁 目3-9	同	58.0	7	同	13,100	15,100	17,300	19,500	22,300	25,800		同
同 2号	同 3-8	同	59.4	4	同	14,100	16,300	18,600	21,000	24,000	27,700		同

(注)「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は同一生計配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 同一生計配偶者が70歳以上の者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障がいの程度が、次のa、b又はcに掲げる障がいの種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のあるものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの

(ニ) 同居者に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

3 選考方法

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、世帯の区分にかかわらず、申込順に選考する。

4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 令和2年5月12日から令和3年1月29日までの午前10時から午後5時まで
ただし、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12月29日から1月3日）を除く。郵送の場合は、令和3年1月29日の午後5時まで(2)の提出先に到着したものに限り有効とする。
- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先

米沢市金池七丁目1番50号

県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産置賜事務所

5 入居の時期 入居申込から概ね2箇月後